

# 令和4年度第2回教育委員会会議日程

開催期日 令和4年5月26日(木)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第3号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第4号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第6 議案第9号 教育委員会委員の学校訪問実施の件
- 日程第7 議案第10号 芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件
- 日程第8 議案第11号 芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件
- 日程第9 議案第12号 芽室町生涯学習計画策定委員会委員委嘱の件

閉 会

日程第 4

報告第 3 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 4 年 5 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 令和4年度就学援助認定総括表(4月認定者)

(令和4年4月21日現在)

申請世帯	138	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	120	世帯
要保護世帯	3	世帯
準要保護世帯	117	世帯
経済的困窮世帯	38	世帯
児童扶養手当受給世帯	72	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯	2	世帯
不認定世帯	18	世帯
認定廃止世帯		世帯

## ◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	138	120	18	3	10.3

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(4月21日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	10	6	9	15	10	14	64
上美生小学校							0
芽室西小学校	4	6	2	8	3	4	27
芽室南小学校							0
合計	14	12	11	23	13	18	91

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	15	18	17	50
上美生中学校	1		1	2
芽室西中学校	8	8	5	21
合計	24	26	23	73

合計 164

## ●準要保護不認定者数一覧(4月21日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	2		1	1	2	8
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1	1	1	1	1	6
芽室南小学校			1			1	2
合計	3	3	2	2	2	4	16

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1	1	3	5
上美生中学校				0
芽室西中学校	1		2	3
合計	2	1	5	8

合計 24

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
4	5	2	8	4	8	31
						0
1	4	1	3	1	1	11
						0
5	9	3	11	5	9	42

(中学校)

1年	2年	3年	計
12	10	11	33
1		1	2
8	4	3	15
21	14	15	50

合計 92

## ○要保護世帯

芽室西小学校 6年 1人

芽室中学校 3年 1人

芽室西中学校 3年 1人

## ○町民税非課税・減免世帯

芽室西小学校 1年 2人

2年 1人

4年 1人

## ○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 3年 2人

6年 1人

芽室中学校 3年 1人

## ○生活福祉資金貸付世帯

芽室小学校 5年 1人

6年 1人

芽室中学校 1年 1人

3年 1人

# 令和4年度就学援助認定総括表(5月認定者)

申請世帯	1	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯		世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

## ◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

## (中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校	1			1
合計	1	0	0	1
合計				1

## ●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

## (中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				0

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

## (中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
1			1
1	0	0	1
合計			1

# 令和4年度就学援助認定総括表

(令和4年5月11日現在)

申請世帯	139	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	121	世帯
要保護世帯	3	世帯
準要保護世帯	118	世帯
経済的困窮世帯	38	世帯
児童扶養手当受給世帯	73	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯	2	世帯
不認定世帯	18	世帯
認定廃止世帯		世帯

## ◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	139	121	18	3	10.4

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(5月11日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	10	6	9	15	10	14	64
上美生小学校							0
芽室西小学校	4	6	2	8	3	4	27
芽室南小学校							0
合計	14	12	11	23	13	18	91

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	15	18	17	50
上美生中学校	1		1	2
芽室西中学校	9	8	5	22
合計	25	26	23	74

合計 165

## ●準要保護不認定者数一覧(5月11日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	2		1	1	2	8
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1	1	1	1	1	6
芽室南小学校			1			1	2
合計	3	3	2	2	2	4	16

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1	1	3	5
上美生中学校				0
芽室西中学校	1		2	3
合計	2	1	5	8

合計 24

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
4	5	2	8	4	8	31
						0
1	4	1	3	1	1	11
						0
5	9	3	11	5	9	42

(中学校)

1年	2年	3年	計
12	10	11	33
1		1	2
9	4	3	16
22	14	15	51

合計 93

## ○要保護世帯

芽室西小学校 6年 1人

芽室中学校 3年 1人

芽室西中学校 3年 1人

## ○町民税非課税・減免世帯

芽室西小学校 1年 2人

2年 1人

4年 1人

## ○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 3年 2人

6年 1人

芽室中学校 3年 1人

## ○生活福祉資金貸付世帯

芽室小学校 5年 1人

6年 1人

芽室中学校 1年 1人

3年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

## 要保護及び準要保護児童生徒認定要領

### 第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

### 第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び準要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

### 第3 認定基準

#### 1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

#### 2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- イ 町民税の非課税又は減免を受けた者
- ウ 個人事業税の減免を受けた者
- エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）
- オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

- ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合
- イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者
- ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合
- エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合
- オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

#### イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

### 3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

## 第4 認定の取扱

### 1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。  
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

### 2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

### 3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき



(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

#### 第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

#### 第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第4号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和4年5月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

## 芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提 出 書 類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・ 死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・ 診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和 2年4月 1日改定

令和 2年4月 1日適用

令和 3年4月 1日改定

令和 3年4月 1日適用

日程第6

議案第9号

教育委員会委員の学校訪問実施の件

教育活動及び教育環境の実情や教育現場の現況を把握することを目的として、教育委員会委員の学校訪問を実施しようとするものであります。

令和4年5月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 令和4年度教育委員会学校訪問実施要領

## 1 学校訪問スケジュール

## (1) 6月30日(木) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備考
移動	8:50~8:55	
芽室中学校	8:55~9:55	
移動	9:55~10:05	芽室中→芽室西中
芽室西中学校	10:05~11:05	
移動	11:05~11:10	

## (2) 7月6日(水) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備考
移動	8:50~8:55	
芽室西小学校	8:55~9:55	
移動	9:55~10:05	芽室西小→芽南小
芽室南小学校	10:05~11:05	
移動	11:05~11:10	芽室南小→芽室小
芽室小学校	11:10~12:10	
移動	12:10~12:15	

## (3) 7月7日(木) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備考
移動	8:50~9:20	
上美生小学校	9:20~10:20	
移動	10:20~10:25	上美生小→上美生中
上美生中学校	10:25~11:25	
移動	11:25~11:55	

※訪問時間は、60分を予定しています。このうち40分程度は説明を受ける時間及び質疑応答に時間を充て、20分程度は参観に充てるものとします。

2 訪問者（計 12 人）

教育長及び教育委員（5 人）

程野仁教育長、鳥本和宏教育長職務代理者、福井栄子委員、松久大樹委員、  
土井慎悟委員

事務局職員（7 人）

有澤勝昭教育推進課長、日下勝祐生涯学習課長、清末有二教育推進課長補佐、  
金須智秋教育総務係長、橋本岳教育推進係長、吉藤清孝生涯学習推進アドバイザー、  
大熊孝史生涯学習推進アドバイザー

3 教育委員会委員が説明を受ける内容等

(1) 学校経営等の説明（20 分）

- ・確かな学力の育成
  - ・豊かな心と健やかな体の育成
  - ・信頼される学校づくり
- など

(2) 協議（20 分）

(3) 授業参観（20 分）

※学校経営計画及び説明用資料等を用意いただき、説明していただく。



日程第7

議案第10号

芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件

芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例第4条第1項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和4年5月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 芽室町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

委嘱日 令和4年6月1日

	氏名	所属等	備考
学識経験者	うちやま ちしん 内山 智伸	十勝立正学園芽室幼稚園 理事長	
	むらつばき たけひこ 村 椿 武彦	北明やまざと幼稚園 園長	
	たわら ひでお 俵 英生	北海道芽室高等学校 校長	
	しまの ゆきや 嶋野 幸也	白樺学園高等学校 校長	
	にしむら かつひろ 西村 嘉博	元芽室町教育委員会教育長職務 代理者	
教職員	あべ りゅう 阿部 立	芽室西小学校校長	芽室町校長会
	しんまち ひろゆき 新町 洋行	芽室小学校教頭	芽室町教頭会
	おかひさ めぐみ 岡久 めぐみ	芽室西小学校教諭	北海道教職員組合 十勝支部芽室支会支会長
保護者代表	すずき つぐひと 鈴木 嗣人	芽室町PTA連合会 会長	
	やまかわ まさのり 山川 昌則	芽室町PTA連合会 副会長	
社会教育委員	いわの まさし 岩野 真志	社会教育委員 委員長	
	よしの ふみとし 吉野 文智	社会教育委員	
	しまかげ ゆりか 島影 由里香	社会教育委員	
	すずき おさむ 鈴木 修	社会教育委員	
	さとう ひでき 佐藤 英樹	社会教育委員	
その他	たかの のりえ 高野 功恵	芽室町指導農業士農業士会 会長	食農担当
	つちや なおみち 土屋 直道	芽室町地域学校協働本部 副会長	コミュニティ・スクール
	みかみ ともひろ 三上 智弘	十勝管内教育研究サークル協議会 事務局員	ICT担当

○芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例

平成29年3月29日条例第16号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、芽室町教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、芽室町教育振興基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 芽室町立学校の教職員
- (3) 芽室町立学校の保護者
- (4) 芽室町社会教育委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱したときに始まり、当該諮問に係る答申をもって終わる。

2 委員の欠員により新たに委嘱する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表し、その会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、必要があるときは、教育委員会において招集することができる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長  
の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、教  
育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

日程第 8

議案第 1 1 号

芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

芽室町学校給食センター条例施行規則第 8 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 4 年 5 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 芽室町学校給食運営協議会委員名簿

【任期:令和4年6月1日～令和6年5月31日】

	所属等	氏 名	備 考
1	学 校 (校長会)	ヤマ カワ オサム 山 川 修	芽室小学校校長
2	学 校 (教頭会)	シン マチ ヒロ ユキ 新 町 洋 行	芽室小学校教頭
3	学 校 (養護教諭)	シン ムラ カオリ 新 村 香 織	芽室小学校養護教諭
4	〃	アオ キ ユ ミヨ 青 木 由美子	芽室西小学校養護教諭
5	〃	イシ ハタ ユ リ 石 畠 由 梨	上美生中学校養護教諭
6	関係団体	チバ トモ エ 千 葉 智 江	芽室小学校保護者
7	〃	ウジバシ 宇治橋 みどり	芽室西小学校保護者
8	〃	ウキ タ ヒサ エ 浮 田 久 恵	芽室南小学校保護者
9	〃	オク ムラ リ ユキ 奥 村 紀 之	上美生小・中学校保護者
10	〃	タムムラ ダイスケ 玉 村 大 輔	芽室中学校保護者
11	〃	ニシ ハラ エ リ 西 原 恵 理	芽室西中学校保護者
12	学識経験者	ソネ ヨシツグ 曾 根 義 継	芽室町学校薬剤師

敬称略

○芽室町学校給食センター条例施行規則（関係条文抜すい）

昭和49年4月18日

教委規則第1号

（運営協議会事務局）

第7条 学校給食運営協議会（以下「協議会」という。）事務局は、センター内に置く。

（協議会の組織）

第8条 協議会は、委員14人以内をもって組織し、学校及び関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項に規定する委員の任期は2年とし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議会の業務）

第9条 協議会は、次の業務を行う。

- （1）衛生管理の徹底についての協力及び助言
- （2）給食内容、給食計画についての意見調整
- （3）保護者からの給食費徴収及び納入の助長
- （4）その他必要とする業務

（協議会の役員）

第10条 協議会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長をつとめる。

第12条 削除

（協議会の費用弁償）

第13条 協議会の会議出席並びに協議会を代表して出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例（昭和26年芽室町条例第23号）に定める2級相当額とし、支給方法は町職員の旅費支給の例による。

日程第9

議案第12号

芽室町生涯学習計画策定委員会委員委嘱の件

芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例第4条第1項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和4年5月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁



○芽室町生涯学習計画策定委員会設置条例

平成11年3月29日条例第45号

(設置)

第1条 芽室町の生涯学習計画を策定するため、芽室町生涯学習計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、生涯学習に関する諸般の事項を調査、審議し、教育委員会に答申する。

(策定委員の定数)

第3条 策定委員会委員（以下「委員」という。）の定数は、30人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱したときに始まり、当該諮問に係わる答申をもって終わる。

2 欠員により新たに委嘱する委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の招集)

第6条 策定委員会は、教育委員会が招集する。

(会議)

第7条 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第8条 策定委員会に部会を置くことができる。

(策定委員会の事務処理)

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課が処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。